

第12号議案

教育長の職務に専念する義務の特例の設定と承認について

別紙のとおり、教育長の職務に専念する義務の特例を設定するとともに、その職務専念義務免除を承認する。

平成27年6月16日提出

教育長 森近悦治

提案理由

福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例に基づき、この案を提出する。

教育長の職務に専念する義務の特例の設定と承認について

1 特例の設定

福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和四十六年十二月二十三日福井県条例第六十七号）第九条第二項の規定に基づき、教育長の職務に専念する義務の特例を以下のとおり定める。

- 一 県教育行政と密接な関係を有し、県が指導育成を行うことを必要とする団体の事務に従事する場合
- 二 前号に掲げるもののほか、教育委員会が特に認める場合

2 職務専念義務免除の承認

教育長の在任期間において、以下の場合に、職務に専念する義務を免除することとする。

- 一 定期健康診断（人間ドックを含む）を受診する場合
- 二 福井県教職員互助会および福井県体育協会の事務に従事する場合

〈参考〉

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

第十一条 略

- 5 教育長は、法律又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、その勤務時間及び職務上の注意力の全てをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。

福井県教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例

第九条 略

- 2 教育長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。
 - 一 研修を受ける場合
 - 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、教育委員会が定める場合